

< 記入例 > 調査票D

学校におけるいじめの問題への取組状況

学校名	
-----	--

平成6年12月9日の「緊急アピール」以降の各学校での取組について、下記の1～6の事項ごとにできるだけ詳細に記入すること。(事例ごとに実施時期も記入すること。)

1 いじめの問題に関する指導体制の整備

(全校一致の協力体制、全教職員の共通理解、養護教諭の位置付け、校内研修等についてできるだけ具体的に記入)

〔記入例〕

平成7年 月に、校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、PTA会長によって構成する「いじめ検討委員会」が中心となり「いじめ対策マニュアル」を作成し、全教職員に配布した。

平成7年 月には、各学年ごとに、当該学年ごとに関係する教員全員によって構成する「いじめ問題部会」を設け、具体的ないじめについての対応を行うこととした。また、「いじめ問題部会」で扱っているいじめ事案については、学年主任が、毎週、校長、教頭、生徒指導主事に対して報告を行い指導方法等についての指導・助言を受けている。

さらに、原則として第1及び第3の月曜日に全教職員による「いじめ問題対策全体会議」を開催し、具体的ないじめ事案についての情報交換、対策協議等を行うとともに、「いじめ対策マニュアル」の趣旨の徹底を図り、教職員全体の協力体制作りを図っている(月 月)。

平成7年度から隔週で、生徒指導主事の企画により、全教職員が参加して、いじめの問題に特定化した事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を持った校内研修を実施している。

その際、 大学 学部の 教授(臨床心理士)を講師として招き、ロールプレイングによるカウンセリングの実際について助言を行っていただき、これまでに6回(月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日)来ていただいている。

また、生徒の体験活動を一層充実させるため、従来から行っている、「少年自然の家」を活用した3泊4日の集団宿泊生活や、1学期に一度の「環境浄化デー」(PTA等と協力して地域の清掃活動に全生徒が参加する)に加えて、平成7年度から新たに、地区子ども会や町内会と連携を図りつつ、地域の伝統的な祭り(7月)や地域の行事に積極的に生徒が参加できるようにした。その際、それぞれの生徒に役割を持たせる工夫を行うとともに、特に7月の祭りに関しては、6月にその事前準備として、音楽や家庭科の時間等に地域の方々を特別講師として招いて、太鼓の練習や衣装の製作を行った。

さらに、従来、遅刻等の確認は、教員の毎朝の校門指導と合わせて生徒による週番制により行っていたが、このことにより遅刻ぎみの生徒が週番の生徒からいじめを受ける事件があったため、月 日よりこれを改めて、学級担任が管理することとした。

2 いじめを起こさないための指導の工夫・改善

(いじめについては誰よりもいじめられる側が悪い、いじめは人間として絶対に許されないという認識を持たせるための指導の充実、各教科・道徳・特別活動でのいじめについての指導、生命や人権の大切さなどの教育、特にいじめの問題に着目して、新たに行うこととしている(行った)教育内容・方法等の工夫・改善、自然体験活動の推進等についてできるだけ具体的に記入)

〔記入例〕

いじめの問題の解決への取組を平成7年度重点事項の一つに掲げ、生徒指導部の年間計画をはじめ学校全体の指導計画に位置付けている。また、5月を「いじめ撲滅月間」として位置付け、全校を挙げて、各教科、道徳、学活等においていじめの問題について取り扱うこととし、各週ごとの指導案レベルで全体的な調整を図った。この間「いじめは絶対に許されない」という啓発用プリントを作成して全生徒に配布した。この資料では、いじめを受けたり、発見したら教師をはじめ信頼できる大人に必ず相談しようと強く呼びかけている。

また、平成7年度には全校を挙げて「生命尊重の教育」の推進を図ることとした。特に、各学年ごとに全教職員が研究協議して作成した具体事例に即したプリント教材(「生命の輝き 」、「生命の輝き 」、「生命の輝き 」)を道徳の時間や学活を中心に活用している。

他校において頭髪が原因でいじめが発生したことから、生徒の自主性・主体性を発揮させるとともに、それぞれの生徒の多様な価値観を互いに認め合い、尊重する態度を育成するという観点に立ち、校則を見直し、男子の坊主刈りに関する規定を削除した。その際には、これまで教員側で定めていた校則を各学級で検討を重ね、生徒会を取りまとめ役として生徒の主体的な考え方を生かした校則作りを行った(平成7年4月)。

3 いじめを起こさないための学校運営の工夫・改善

(校務運営の効率化や、いじめの問題に着目して学校運営上行っている様々な工夫についてできるだけ具体的に記入)

〔記入例〕

平成7年6月に深刻ないじめ事件が発生したが、当該クラスの副担任が新採の教員であり、担任とうまく連携を図ることが困難であったため、副担任を生徒指導部の他の教員と交代させた。

4 いじめを発見した場合の児童生徒に対する指導の工夫・改善

(いじめを発見した場合のいじめている児童生徒、いじめられている児童生徒、その他の児童生徒に対する指導の工夫・改善についてできるだけ具体的に記入)

〔記入例〕

発見された事案については、いじめられている生徒を教職員全員でフォローするため、当該生徒専用の教師間の連絡ノートを作成し、このノートには、全ての教職員が気付いたことを細かいことでももらさず記入することとした。これにより、教職員全員がいじめの情報を共有し、校長の指示の下、それぞれの担当教科やクラブ活動の時間、休み時間等に目を配る等の一致協力した取組ができるようになっている(年 月より)。

従来から、主に授業を中心に個別指導に努めてきているが、授業についていけない生徒がいじめの側になったり、いじめられる側になったりする傾向にあったことから、平成7年4月から加害生徒又は被害生徒には特に重点的に放課後に補充指導を行えるよう工夫している。

5 教育相談体制の整備

(教育相談体制の強化、相談しやすくするための工夫等についてできるだけ具体的に記入)

〔記入例〕

1学期に1度学級担任が行う定期的個別面談のほかに、学期ごとにいじめに関する特別の個別面談を行っている(年 月より)。第1学期は、 月 日から×日にかけて各クラスで一人各20分の面接を行い、その結果それまで発見されていなかったいじめが発見された。

余裕教室を活用して、教育相談室を進路相談室から切り離して独立させることとし、生徒が相談しやすいように、テーブル、椅子などを工夫して雰囲気作りに努めた。また、休憩時間、放課後には生徒指導主事や学年主任などが輪番で一人待機するようにして、生徒の突然の来室にも対応できるようにしている(年 月より)。

6 家庭・地域及び関係機関との連携の充実

(家庭・地域及び関係機関との連携協力のための新たな会議の設置、各家庭への情報の提供、地域の団体等への働きかけ等についてできるだけ具体的に記入)

警察、民生委員、PTA関係者等と本校との情報交換の場として「いじめ対策連絡会議」を設置(平成7年4月)して、月に1度開催している。また、地区別PTA会議に校長、教頭、生徒指導主事が積極的に参加し、いじめの問題に関する家庭の役割の重要性、家庭や地域の協力の必要性等について話し合いを行った。その結果、家庭のいじめに対する認識が深まり、PTAの中にも「いじめ対策部会」が設置された(月 日)。「いじめ対策部会」においては、独自に「いじめアンケート」を実施するとともに、放課後に週1度、曜日を特定せずに自主的な「いじめパトロール」を行っているほか、具体的ないじめが発生したときには、学校と連携を取りつつ加害生徒の保護者に対する相談や働きかけ等を行っている。

毎月発行している「学校だより」の5月号を「いじめ問題特集版」として編集し、各家庭に配布した。その中では、いじめについての学校の取組の現状を紹介するとともに、いじめを起こさないしつけの在り方についての留意点をわかりやすく掲載しており、各家庭の意識の高揚を図っている。以来、学校だよりに「いじめ情報版」(コラム)を設けて、毎回、本校のいじめの状況や取組について情報提供するとともに、保護者への啓発を図っている。